

東日本大震災レポート

第9報（経営法務、資金調達）

古字 朗人 Akihito Koji

リスクコンサルティング事業本部
ERM部 主任コンサルタント

吉田 勇気 Yuki Yoshida

リスクコンサルティング事業本部
ERM部 主任コンサルタント

はじめに

東日本大震災の発災後、企業は調達、製造、販売といった直接部門の業務継続に注力すると同時に、法務・総務・人事・経理・財務等、管理部門の業務継続、臨時対応、さらには震災対応マニュアルの見直しにも腐心しています。そこには、対株主、対従業員、対取引先に関する課題、さらには資金調達に関する課題等があり、いずれも迅速かつ慎重な対応が求められています。また、政府としてもこれらの対応を支援すべく、法令・制度等を修正又は新規導入しています。

そこで、第9報では、5月31日現在までに明らかになっている経営法務や労務、資金調達等の課題に関し、政府や企業の直近の動きを踏まえ、今後企業としてどのような対応をしておくべきか、その方向性を提示します。

1. 政府等の動き

2011年5月2日、復興特別立法の第一弾となる「東日本大震災に対処するための特別の財政支援及び助成に関する法律（東日本大震災法）」が国会で成立し、即日公布・施行されました。本法では事業者における社会保険料の減免、さらには中小企業事業者に対する金融上の支援等の特別の助成措置について定めています。

また、同日第一次補正予算案も可決・成立し、事業者の事業継続をサポートすべく財政出動がなされる枠組みも整いつつあります。その他にも、法令・制度運用に関する特例措置、法令解釈に係るガイドライン、Q&A等、震災被害の影響を受けた企業に対して、負担を軽減するための手当てや情報の発信がなされています。

これら政府の支援措置等について、次ページに整理します。



参議院本会議で第一次補正予算の成立を受けて一礼する菅総理(内閣官房ホームページより)

1.1. 経営法務等に関わる特例措置、ガイドライン、Q&A等

法務・総務等管理部門の業務遂行上の問題点について、政府等が特例措置やガイドライン、Q&A を作成し、円滑な事務処理が可能となるよう配慮しています。

図表1 経営法務等に関わる特例措置、ガイドライン、Q&A等

定時株主総会の開催時期 (法務省)	<ul style="list-style-type: none"> ・定時株主総会の開催時期について (http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/saigai0011.html) ・定時株主総会の開催時期に関する定款の定めについて (http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/saigai0012.html)
東日本大震災に伴う労働基準法等に関するQ&A(厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金や解雇等の労働者の労働条件に関する労働基準法の一般的な考え方の整理 (http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000014uzs-img/2r9852000001amdb.pdf)
有価証券報告書等の提出期限に係る特例措置について (金融庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書、四半期報告書等の提出期限の延長 (http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110316-1.html) 【参考】東京証券取引所ホームページ (http://www.tse.or.jp/news/07/110318_e.html)
東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査対応について (日本公認会計士協会)	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の会計基準及び監査基準を踏まえた監査上の留意事項の取りまとめ (http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/files/kaichou-tuuchou-1-20110330.pdf)
その他日弁連等作成のQ&A	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災法律相談 Q&A(日本弁護士連合会) (http://www.nichibenren.or.jp/ja/special_theme/data/soudanQ&A.pdf) ・震災に関する法律 Q&A 100(弁護士ドットコム) (http://www.bengo4.com/feature/damagedqa/top)

1.2. 資金調達上の事業者支援に関する法令・制度

震災被害により経営に支障を来している企業は無数に存在し、特に資金繰りの点においては一刻の猶予もない状況であり、法令等を新たに公布・施行し、倒産件数をできるだけ低減しようとしています。

図表2 資金調達上の事業者支援に関する法令・制度

東日本大震災に対処するための特別の財政支援及び助成に関する法律 (東日本大震災法)	<ul style="list-style-type: none"> ・「東日本大震災復興緊急保証」の新設 ⇒「3. 融資・助成金、債務支払い猶予等に係る取扱」にて紹介 ・事業主に対する社会保険料の免除 ・被災した農業・漁業者及び中小企業者に対する信用保険の保険填補率の拡充 <p style="text-align: right;">等</p>
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・震災損失の繰戻しによる法人税額の還付 ・仮決算の中間申告による所得税額の還付 ・被災代替資産等の特別償却 ・特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>この他、既往債務の返済条件緩和(中小企業庁)、小規模企業向けの設備資金融資の償還期間の延長(中小企業庁)、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金(厚生労働省)等、様々な特例措置が講じられています。</p>	

以上のように、様々な支援措置が検討されており、事業遂行に有益な情報も発信されています。次章以下では、現在特に注目されているテーマについて個別に取り上げ、詳細を見ていきます。

2. 経営法務に係る諸問題について

ここでは、株式会社の法務・総務部門にとって最も重要なイベントともいえる定時株主総会の開催に関わる諸問題、また震災時等緊急時における労務管理・給与支払い・雇用に関わる諸問題について提示します。

2.1. 定時株主総会の開催に係る諸問題

2.1.1. 定時株主総会の開催時期・・・事業年度末日（決算日）から3ヶ月以内での開催が必須なのか？

結論として、今回のような大規模な天変地災が生じた場合には、決算日から3ヶ月以内に定時株主総会を開催せずに延期しても許容されます。

会社法には「定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない」（会社法 296 条 1 項）という定めがあるだけで、3ヶ月以内の開催を明示している条文はありません。そのため、会社法に直接抵触するということはありません。

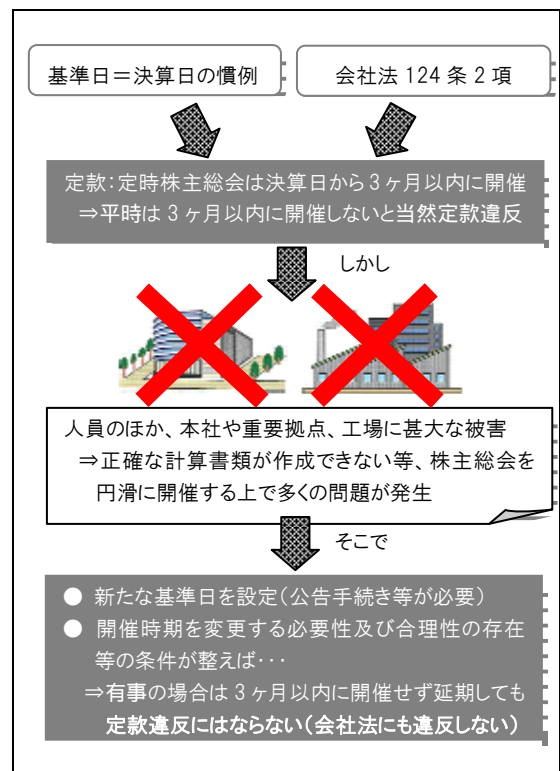
もともと、日本企業においては株主の権利行使の基準日を事業年度の末日（決算日）とする慣例があります。また、基準日株主の権利行使期限は会社法で3ヶ月と定められています（会社法 124 条 2 項）。そのため、定時株主総会は決算日から3ヶ月以内に開催すると定款に定めている場合が多く、定款違反を避けるべくいかなる場合でも3ヶ月以内に開催しなければならない、という認識が一般に広がっています。

しかし、議決権行使の基準日を新たに定め、その3ヶ月以内に定時株主総会を開催すれば株主の議決権行使が可能となるため、株主の利益を侵害しません。また、定款所定の時期と異なる時期に開催したとしても、大規模自然災害という特殊な外的リスクによるやむをえない時期変更といえます。むしろ計算書類の正確性担保や十分な議案作成の観点からは合理的な時期変更であり、この点からも株主の利益保護に適うといえます。以上より、定款の定めとは異なる期日（決算日から3ヶ月を経過した後）に定時株主総会を延期開催したとしても定款の趣旨に抵触しないと解釈できます¹。

もちろんこの場合には、基準日設定に関する公告の手続き（会社法 124 条 3 項本文）によって株主に周知する必要があります。また、剰余金配当の基準日も併せて変更しておく必要があるでしょう。

なお、仙台に本社が所在する東洋刃物(株)、同じく(株)ジー・テイスト等は、実際に、定時株主総会を延期しています。

図表 3 定時株主総会の開催時期変更



¹「特定の時期に定時株主総会を開催すべき旨の定款の定めについては、通常、天災等のような極めて特殊な事情によりその時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合にまで形式的・画一的に適用してその時期に定時株主総会を開催しなければならないものとする趣旨ではないと考えるのが、合理的な意思解釈であると思われる。」『定時株主総会の開催時期に関する定款の定めについて』法務省(<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/saigai0012.html>)

2.1.2. 株主総会開催当日の安全確保と議案の決議

定時株主総会を予定通り、又は延期して開催するとしても、今後しばらくは大規模な余震発生が懸念されています。また、首都直下型地震や東海地震等も引き続き高確率で起こるといわれています。このような状況を踏まえると、(大規模) 集客施設において総会を開催する場合、出席株主の安全確保のための方策検討が総会運営の大きな課題といえます。

まずは会場そのものの安全性を確認することが重要です。東日本大震災の際には、報道された通り、千代田区の九段会館にて一部天井が崩落し、死者が出る事態となりました。この他、負傷者は出なかったものの、首都圏でも大規模ホール、映画館、フィットネスクラブ等の大規模集客施設において天井が崩落する事故が多発しました。崩落しなかった施設も弱体化している可能性があり、次の大規模地震に耐えられない可能性があります。当該施設の耐震対策については必ず確認してください。

建物自体に問題はなかったとしても、急な揺れ、停電によって会場がパニック状態に陥る可能性があります。これに備えて、株主総会における緊急時対応マニュアルを作成しておくことをおすすめします。また、その実効性を確かめるためのシミュレーション訓練の実施をすることが望ましいでしょう。株主への初期の声かけ（停電を想定したハンドマイクの利用）、避難経路の確認、誘導要員や介助要員の役割分担等、事前に検討・決定しておくことが必要です。

そして何より重要であるのは、議事進行及び議案の決議をどう処理するかです。

地震の揺れの大きさ、津波や火災の発生、周囲の状況によって対応を変えるべきでしょう。まず、ある程度大きな揺れ（たとえば震度4や5弱レベル以上）が来た場合には即座に議長が議事進行を中断し、マニュアルに従って所定の避難先に誘導、避難することが求められます。その上で、明らかに会場建物への被害がない等安全の確認ができ、出席株主や周囲の混乱等もないようであれば、再度会場に戻り、議事進行・決議を続行することも可能です。

一方、余震が収まらない、会場の安全性が確認できない等、総会続行が不相当であると判断した場合は、避難場所において延会又は継続会の決議（会社法 317 条）を行い、日を改めることが適切です。

図表 4 総会準備と当日の対応



～ コ ラ ム ～

揺れが来た時点で「本日の議案はすべて賛成ということでご異議ございませんね！」と議長が宣言すれば、異議が出るはずもないため、すべて賛成の決議となる、その上で悠々逃げれば万事丸く収まる、という冗談半分の話があります。確かに後日延会又は継続会を開催すれば、その分会社としては出費と労力がかさみますから、当日中にすべての議案を決議したいと考えるのが人情です。



しかし、現状の株主重視の傾向に照らすと、不誠実な対応をすればいかに非常時といえど総会決議取消しの訴え（会社法 831 条 1 項）を提起される可能性があります。たとえ勝訴したとしても利害関係者からの信頼を低下させるおそれがあります。特に、大震災の発災以前から業績悪化が顕著となっているような場合にはリスクが高いと思われます。

もちろん、総会運営の無駄を省き、迅速かつ適切に決議まで持っていくことが重要です。たとえば、被災状況や事業への影響、その対応については株主が一番気になっているテーマですから、その説明・報告をスムーズに行うためにも、ビデオ等を作成・上映してビジュアル的に株主に訴え、経営陣の取組に対する賛同を得られるように工夫することも一つの方法でしょう。5月に株主総会を実施した企業の多くでも実際にビデオ上映を行い、円滑な総会運営を実現したようです。

なお、本年度の定時株主総会では、多くの企業において総会後の懇親会等、株主へのサービスとして実施するイベントを控えています。



6月は、定時株主総会が集中する時期です。すでに総会が終了したという会社であっても、現下の不安定な状況はしばらく続くと思われるので、来年度以降も定時株主総会実施時期及び開催当日の安全対策等については引き続き課題として検討することが求められます。

なお、定時株主総会開催に関する論点については、法務省が見解を明らかにしているほか、法律家等が書籍及びインターネット上で参考となる情報を公開しています。今後も各種情報発信を注視されることをおすすめします。

2.2. 労務管理・給与支払い・雇用に係る諸問題

東日本大震災後、当社のお客様から、現在地震対応マニュアル、特に初動対応の部分を見直しているが、従業員に対し、発災時に帰宅命令又は残留命令を出すことができるのか、またその強制力はどの程度か、さらには休業期間中の給与支払いや雇用の継続等について、お問合せを数多く頂戴しています。

2.2.1. 地震発生時における従業員への帰宅・残留命令の可否及びその強制力

3月11日、首都圏においても発災後に迅速に帰宅命令を出し、明るいうちに帰宅させることができたという企業もあれば、電車が止まり夕刻も近づいていたので、残留命令を出して会社で宿泊させ、翌日帰宅させたという企業もあります。このような指示・命令を発出する根拠はどこにあるのでしょうか。

企業には労働契約上の権利義務に基づく業務命令権があり、本来の労務の提供とは直接には関連はしない事項についても、必要性、合理性が存在する範囲で労働者に対し指示・命令を発することができます。また、会社には使用者としての安全配慮義務（労働契約法5条）があり、「使用者は、労働者とその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をする」と規定しています。

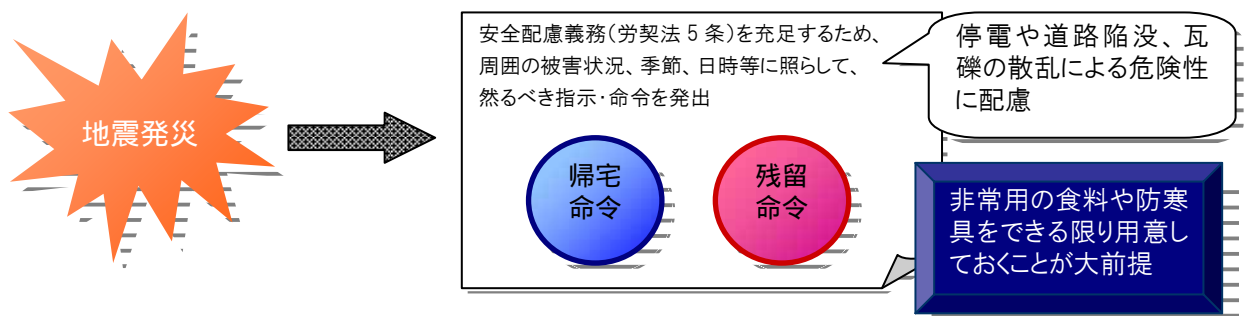
したがって、業務の継続により従業員の生命、身体等を脅かす蓋然性がある場合には、業務命令権に基づき労働を中止させ、帰宅又は残留を命ずる等の然るべき命令を積極的かつ迅速に発することが望ましいと解釈できます。

問題となるのは、実際の被害の状況や時間帯等に照らし、帰宅又は残留させることが本当に安全に配慮した「然るべき命令」となるか、ということです。たとえば、今回の震災とは異なり、冬至前後の日の15時に首都直下地震が発災したとしましょう。東日本であればすでに日没に近づいています。首都直下地震であったため、23区の広範囲で停電となり、街灯も灯りません。また、道路は陥没し、あちらこちらに倒壊した建造物の瓦礫が散らばっています。このような状況で非常用食料を持たせることもなく帰宅命令を出すことは、無責任にも暗闇の荒野に従業員を放り出すことに等しく、安全をむしろ侵害します。

一方で、残留命令を出した場合、もし非常用食料も毛布も用意していなければ、停電した高層ビルの中で従業員を空腹と暖房のない寒さにさらすことになるでしょう。健康な社員は問題なく夜を越したとしても、持病を持っている社員については命の危険が迫る可能性も考えられます。

以上のように、帰宅・残留命令を出すとしても、食料や防寒具等非常用の備品をできるだけ備蓄しておく必要があります。かつ周囲の被害状況や季節、日時等に応じて然るべき指示・命令を出さなければ、従業員の安全を侵害し（安全配慮義務に反し）、損害賠償責任（民法415条）を負うことも考えられます。

図表5 帰宅命令と残留命令の発出



それでは、状況に応じた然るべき指示・命令を発出したとして、これに従うことを拒んだ従業員がいた場合、企業としては処罰の可能性を散らつかせてまで強制することはできるでしょうか。

結論として、これほどの強制はできないと考えるべきでしょう。

地震発生時における帰宅・残留命令は、あくまで会社側の義務である安全配慮義務を充足するための指示・命令です。たとえ対策本部が適切な状況判断をして帰宅命令を出したとしても、精神的な恐怖を感じ、帰宅を拒むことは十分考えられます。また、残留命令を出したとしても、自宅に残してきた家族等を守るためにどうしても帰宅したいという従業員もいるでしょう。さらに、万が一帰宅を強制したことにより二次被害にあったという場合、残留を強制したことにより助けられたはずの家族を助けられなかった場合等、不法行為責任（民法 709 条）さえ問われる可能性があります。

企業としては、指示・命令といってもあくまで「強い要請」に過ぎないことを明確にし、個別の従業員のニーズに応じて柔軟に対応する必要があるでしょう。

2.2.2. 休業期間中の給料支払いについて

事業を継続したくとも拠点や工場が被災したために、または計画停電のために休業せざるを得ない状態となった企業が多く、今後も先行きが不透明です。このような状況において、企業は従業員に対してどの程度給与又は休業手当を支払うべきかが問題となります。

給与支払いについては各社の給与支払規程や雇用契約を確認する必要がありますが、基本的には以下のように場合分けされます。

図表 6 休業の要因と支払割合

支払割合	休業の要因	
100% (賃金全額)	「債権者の責めに帰すべき事由」 (民法536条2項) =故意、過失または信義則上これと同視すべき事由	例) ・計画停電の地域ではないが、会社の企業価値向上のためにあえて休業をするような場合。
60% (休業手当)	「使用者の責めに帰すべき事由」 (労働基準法26条) =使用者側に起因する経営、管理上の障害 (休業の原因が使用者の支配領域に近いところから発生しているような場合)を含む	例) ・計画停電以外の時間帯は通常の業務ができ、通常の経営が可能であるのに、休業した場合。
0%	不可抗力 =具体的には、 ①事業の外部より発生したものであり ②事業者が通常の経営者として注意や予防方法を講じても防止できないもの	例) ・地震の影響により通勤ができず、労務提供ができない場合。 ・工場が壊滅的被害を受けた、交通機関が遮断され原材料が調達できない等の理由で操業不能の場合。 ・長時間の電力連続供給が必要な商品を製造しているが停電による製造中断のため停電時間帯以外の操業が無意味な場合。

(参考: 為近幸恵「震災による欠勤・休業 賃金の支払は? 休業手当は?(ビジネス法務 2011年6月号)」)

主に問題となるのは、「使用者の責めに帰すべき事由」(労働基準法 26 条)に該当するのか、それとも不可抗力として休業手当支払を免れるのか、という点でしょう。結局のところ、①休業原因が使用者の支配領域に近いのか遠いのか、②仮に遠いとしても事業継続計画 (BCP) の策定等可能な範囲での対策を講じていたのか、という基準を個別具体事例に当てはめて判断することになります。

2.3. 整理解雇と採用内定取消し

給与支払いはおろか、雇用を継続することさえできない、採用の内定を取消さざるをえない、という企業も多数に上り、すでに大きな社会問題となっています。

2.3.1. 整理解雇

まず、整理解雇については、労働契約法 16 条において「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする」という解雇権濫用法理が謳われています。大震災の影響による経営悪化によって解雇せざるを得ないという場合は、以下の 4 つの要素を総合考慮し、解雇権の濫用に当たるか否か（解雇が無効か否か）を判断することになります。

図表 7 解雇権の濫用に当たるか否かの判断基準

① 人員削減の必要性
⇒企業の合理的運営上やむをえない程度の必要性・・・経費削減をしても当該人数の削減がどうしても必要。
② 解雇回避の努力
⇒解雇以外の方法による人員削減の努力をしたか等、解雇回避のための真摯かつ合理的な経営努力の実施
③ 人選の合理性
⇒経営者の恣意ではない客観的・合理的な基準による人選実施（勤務成績、適性、家族への影響等考慮）
④ 手続の相当性
⇒①、②、③（整理解雇の必要性、合理性）を従業員及び労働組合に対し、説明・協議

2.3.2. 採用内定取消し

厚生労働省は、『新規学卒者の採用に関する指針』（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/jakunensha05/index.html>）を発表し、採用内定取消しを防止するため最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講ずべきこと、採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当であると認められない採用内定取消しは無効とされる（労働契約法 16 条の解雇権濫用法理が適用される）こと²、どうしても採用内定取消し又は入職時期繰下げを検討しなければならない場合にはあらかじめ公共職業安定所に通知するとともに公共職業安定所の指導を尊重すること等を事業者に対し周知しています。

一方判例³は、採用内定については解雇権を留保した労働契約が成立するとしています。そのため、採用内定取消しの有効性は整理解雇よりも緩やかな基準で判断しうるとも考えられますが、たとえ経営が苦しくても、できる限り新卒者を受け入れている企業が多数存在することを忘れてはいけません。

2.4. まとめ

ここで取り上げたテーマ以外にも、対外的な契約履行の問題、原材料や商品調達に関する法的問題、内部統制やコンプライアンス上の問題等、経営法務に関するテーマは数多く、今後も新たに生じてくるでしょう。事業継続計画の見直し、さらにはリスクマネジメント体制構築・運用にも直結するため、担当者は常に新しい情報を収集・精査し、経営者に対して積極的に改善提案をしていくことが求められています。

²同省の『東日本大震災に伴う労働基準法等に関する Q & A』の Q4-1 においても同趣旨のことが明記されている。

³「誓約書記載の採用内定取消事由に基づく解約権留保付労働契約が成立したと解するのが相当である」（大日本印刷事件 最判昭 54.7.20）

3. 融資・助成金、債務支払い猶予等に係る取扱

3.1. 中小企業向け資金繰り等の支援策

当社作成のレポート（第2報）⁴では、東日本大震災に対する政府の支援として、災害関係保証等を紹介しました。ここでは、第2報では紹介しきれなかった、中小企業向け支援策について、東日本大震災復興緊急保証を中心に紹介します。

前述した「東日本大震災に対処するための特別の財政支援及び助成に関する法律(東日本大震災法)」の第128条の規定により中小企業者への資金繰り支援として「東日本大震災復興緊急保証」を新設し、5月16日より相談受付を開始しました。本制度は、震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者等が、金融機関から事業の再建、経営の安定に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が借入額の全額を保証することで、より借りやすくする制度です。

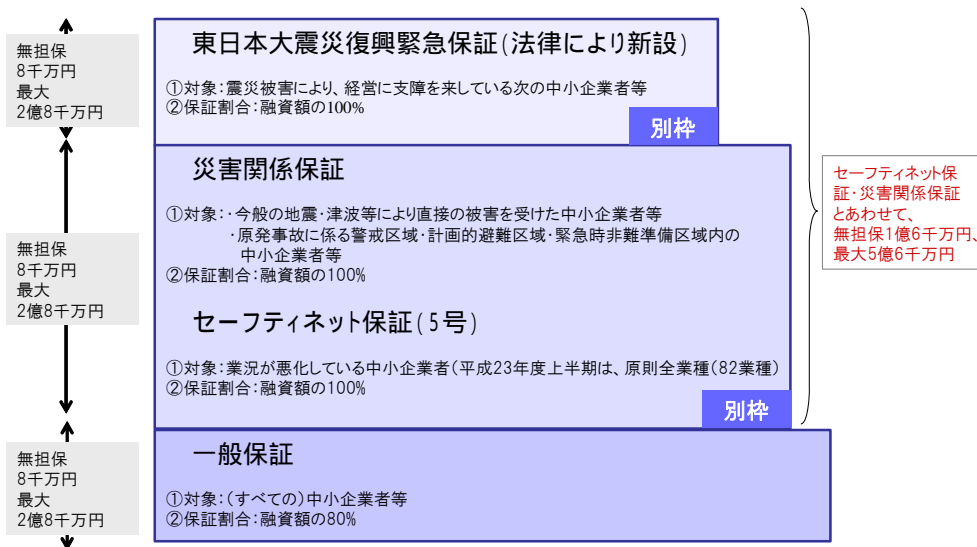
図表8 東日本大震災復興緊急保証の概要

対象者	<特定被災区域(※1)の事業者等> 震災の影響により業況が悪化している事業者等 原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時非難準備区域の区域内の事業者等
	<特定被災区域外の事業者等> 特定被災区域内の事業者と取引関係があり、かつ震災の影響により業況が悪化している事業者等 震災に起因した風評被害による契約の解除等の影響で急激に業況が悪化している事業者等
保証限度額	無担保 8 千万円、最大で 2 億 8 千万円
保証割合	融資額の 100%

※1:「特定被災区域」・・・岩手県、宮城県、福島県の全域。青森県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の一部の市町村。

本制度の新設により、災害関係保証・セーフティネット保証、一般保証とあわせて、三段階の資金繰り支援が準備されたこととなります。本制度と災害関係保証・セーフティネット保証を活用することで、一般保証とは別枠で無担保1億6千万円、最大で5億6千万円の保証を受けることが可能となります⁵。

図表9 三段階の資金繰り支援



(出所: 中小企業庁HP 「別紙2 東日本大震災復興緊急保証の概要①」を基に、当社が一部改変。

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/download/110502Eq-F-K2.pdf>

⁴ 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震レポート 第2報(企業の動向について)」2011年3月25日

⁵ 保証を受けるには審査を受ける必要があります。審査の結果、希望通りの保証が受けられない場合がありますので、留意が必要です。

上記のほかにも、中小企業者への雇用調整助成金による支援や条件変更に係る支援等、政府による様々な支援が行われています。本稿では、以下一部の支援の概要について、紹介します。

図表 10 その他の中小企業向け支援

資金繰り支援	
東日本大震災復興特別貸付	被災した中小企業者等が、事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を長期・低利で借り入れられる制度です。本制度の対象は、具体的に以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 地震、津波等により直接被害を受けた中小企業者 ■ 原発事故に係る警戒区域等の区域内の中小企業者 ■ これらの事業者等の事業活動に相当程度依存している中小企業者 ■ その他、震災の影響により業況が悪化している中小企業者
マル経融資	小規模事業者が無担保・無保証で利用できる融資制度です。本制度では、提出書類の簡素化等が実施されています。また、直接又は間接的に被害を受けた一定の小規模事業者を対象として、貸付限度額、金利引下げ措置が拡充されています。
雇用調整助成金、失業給付による支援	
雇用助成金	震災に伴う経済上の理由(交通手段の途絶、部品の調達困難等)により休業しなければならない事業所の事業主が労働者に休業手当を支払い、雇用の維持を図った場合に利用できる助成金です。
失業給付	事業所が震災による直接的な被害を受けたことにより、休業しなければならない方は、離職していても、雇用保険の失業手当を受給できるというものです。
特定求職者雇用開発助成金	被災された個人や離職を余儀なくされた個人を1年以上雇用されることが見込まれる労働者として雇い入れる場合に利用できる助成金です。
【参考】金融庁・財務局・金融機関の東日本大震災への対応	
政府から金融機関への要請	東日本大震災で被災した中小企業等を支援するために、政府より金融機関に対して、以下の要請が行われています。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 今回の災害の影響を直接・間接的に受けている中小企業者等の借入金の返済猶予等やつなぎ資金等の借入の申込みについてできる限り応じること ■ 借入申込み時の提出書類等も、必要最小限のものとする ■ 災害のため支払いができない手形・小切手について不渡りとししないこと
中小企業金融円滑化法の延長	金融機関が、中小企業者等の貸付条件変更の申し出に対して、できる限り応じよう要請している「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(中小企業金融円滑化法)」が、平成24年3月31日まで延長されています。

(出所: 中小企業庁「中小企業向け支援策 ver.03(拡大版)ガイドブック」を基に、NKSJ-RM が一部改変。

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/download/Financing-v02.pdf>)

3.2. 中堅・大企業向け資金繰り等支援策

中小企業に限らず、東日本大震災に被災した中堅・大企業においても、早期復旧のために大規模な設備資金や運転資金を必要としている場合があります。また、直接被災しなかった中堅・大企業もサプライチェーンの再開まで操業停止が長期化し、多額の運転資金需要が発生しています。

そのため、東日本大震災の影響により経営に支障が生じている中堅・大企業を支援し、こうした企業と取引関係にある中小企業の事業安定を図るために、政府は、①商工組合中央金庫・日本政策投資銀行による長期資金の融資「危機対応貸付⁶」の融資枠の増加、②損害担保による中堅・大企業の信用力の補完、③「危機対応貸付」制度への利子補給、④産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（産活法）認定企業に対する指定金融機関からの出資の円滑化を図る、すなわち包括的な中堅・大企業向け緊急金融支援パッケージを導入するとしています。

上記支援の具体的な規模及び概要は、以下のとおりとなります。

図表 11 中堅・大企業向け資金繰り等支援策

総事業規模:2.8 兆円	
①「危機対応貸付」制度の融資枠の増額 【融資規模:2.5 兆円】	日本政策金融公庫が指定金融機関へ低利・長期の資金を貸付(供給)することで、金融機関からの融資の機動性を確保し、中堅・大企業の資金繰りを支援
②損害担保付き「危機対応融資」 【融資規模:7,500億円(①の内数)】	東日本震災の影響により経営に支障が生じている(借入が困難となっている)中堅・大企業の信用力を、損害担保により補完することで、こうした企業の資金調達を支援(リスク補填割合30~80%)。
③「危機対応融資」への利子補給 【融資規模:5,000 億円(①の内数)】	震災復旧に伴うコスト負担を軽減するために、利子補給により被災地域で事業再開を目指す中堅・大企業等の資金調達コストを低減(0.5%の利子補給)。
④産活法に基づく出資円滑化制度 【出資枠:3,000 億円】	産活法認定企業に対する指定金融機関からの出資について、日本政策金融公庫が損失を補填することより出資を円滑化(リスク補填割合50~80%)。

(出所:経済産業省「中堅・大企業向け緊急金融支援パッケージ」を基に、当社が一部改変。)

<http://www.meti.go.jp/main/yosan2011/20110428-3.pdf>

3.3. まとめ

今回の震災のように大規模な自然災害に直接的又は間接的に被災した場合、企業には事業の運転資金や設備の復旧資金等、様々な資金が必要となる可能性があります。しかしながら、緊急時の資金について、自助努力のみでは、調達が困難であり、結果として経営や事業の継続又は早期復旧に支障を来してしまう場合も考えられます。こうした事態を回避するためにも、これまで紹介してきた公的な資金繰り支援策について十分に情報を収集した上で、効率的かつ効果的に活用することが重要であると考えます。さらに、東日本大震災に被災していない企業においても、民間企業が提供している融資（コミットメント・ライン等）、損害保険の活用等、あらかじめ資金を調達するための手段を確保しておくこと、すなわちリスクファイナンスに取り組むことが重要であると考えます。

⁶ 大規模自然災害等が発生した際に、政府が危機と認定し、政府指定の金融機関を通じて企業に低利で融資を行う制度のことをいいます。

4. 今後に向けた企業としての準備

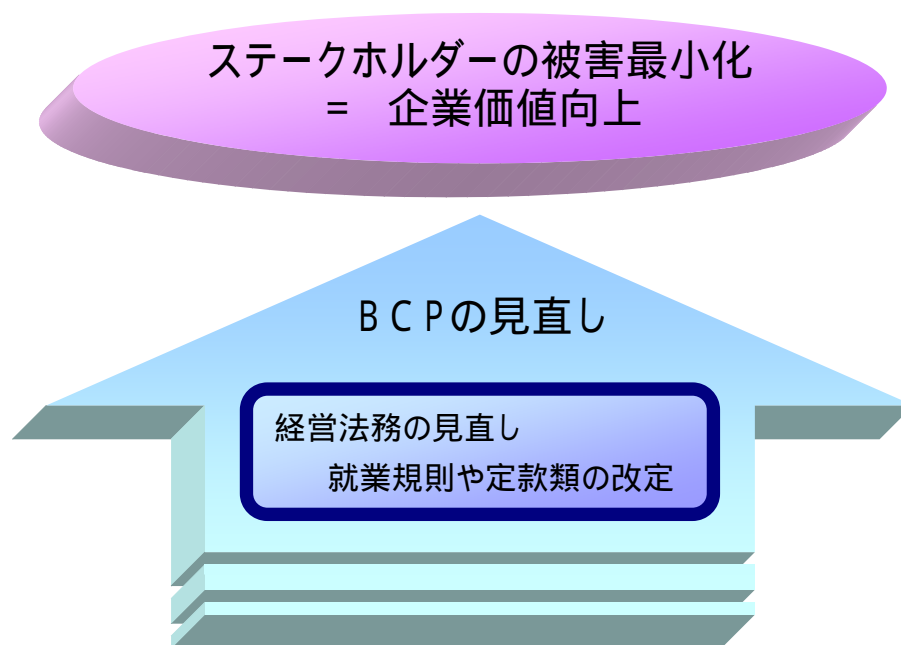
ここまで、経営法務、資金調達等に関して、緊急対応が求められる課題、直近において話題となっているテーマについて取り上げてきました。

今後は、個別の課題・テーマについて後手後手で対応を検討するのではなく、発生が懸念されている東海地震や首都直下地震に備えた戦略的な経営法務の見直し、構築を進める必要があるでしょう。すなわち、経営法務等管理部門の業務継続・緊急対応についても十分盛り込んだ事業継続計画（BCP）へとブラッシュアップしていく必要があります。そのためには、震災時に直面する経営法務上の問題点・ボトルネックを今次の震災対応を踏まえて抽出し、就業規則や定款類の見直し等優先度の高い対策を講じておくべきでしょう。さらに、今後の震災対応だけではなく、長期化する節電対応への影響と原発事故の影響によって新たにどのような経営法務上の問題点が発生するのかも検討し、手当てをしておくべきでしょう。

また今回は、株主、従業員という観点を中心に経営法務上の問題点を取り上げましたが、この他にも、取引先、消費者、行政等、自社や従業員のみならずすべてのステークホルダーの利害を守る観点から経営としての準備が必要になることも忘れてはいけません。

就業規則や定款類の改定という経営法務の見直しが、BCPの見直しの一環であるということを強く認識し、経営マターの一つとして改善を推し進めることにより、ステークホルダーの被害を最小限にとどめることができ、ひいては企業価値の向上にも資することになるでしょう。

図表 12 戦略的な経営法務の見直しとBCPの見直し



執筆者紹介

古字 朗人 Akihito Koji

リスクコンサルティング事業本部 ERM 部

主任コンサルタント

専門は全社のリスクマネジメント（ERM）、危機管理、事業継続（BCM、BCP）、経営法務

吉田 勇気 Yuki Yoshida

リスクコンサルティング事業本部 ERM 部

主任コンサルタント

専門は全社のリスクマネジメント（ERM）、事業継続（BCM、BCP）、リスクファイナンス

NKSJ リスクマネジメントについて

NKSJ リスクマネジメント株式会社は、損保ジャパンと日本興亜損保を中核とする NKSJ グループのリスクコンサルティング会社です。全社のリスクマネジメント（ERM）、事業継続（BCM・BCP）、火災・爆発事故、自然災害、CSR・環境、セキュリティ、製造物責任（PL）、労働災害、医療・介護安全及び自動車事故防止などに関するコンサルティング・サービスを提供しています。詳しくは、NKSJ リスクマネジメントのウェブサイト（<http://www.nksj-rm.co.jp/>）をご覧ください。

本レポートに関するお問い合わせ先

NKSJ リスクマネジメント株式会社

リスクコンサルティング事業本部 ERM 部

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル

TEL : 03-3349-9316（直通）